令和６年（行ツ）第１９３号、同年（行ヒ）第２３０号

受刑者選挙権確認等請求事件

多　数　意　見　要　旨

１　確認請求に係る訴えについて

上告人は、「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」（以下「**実刑受刑者**」という。）は選挙権を有しないと定める公職選挙法１１条１項２号（令和４年法律第６８号による改正前のもの。以下「**本件規定**」という。）が違憲無効であると主張して、主位的に次回の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査において投票をすることができる地位にあることの確認、予備的に次回の上記各選挙及び国民審査において投票をさせないことが違法であることの確認を求めているが、令和８年３月８日、懲役刑の執行を終え、これによって上記各選挙の選挙権及び国民審査の審査権を回復しているから、現時点においてこれらを有することは明らかである。したがって、上記確認請求に係る訴えは、確認の利益を欠いて不適法というべきであり、却下すべきものである。

２　令和３年１０月３１日までに国会において本件規定を改廃等する立法措置がとられなかったことに係る国家賠償請求について

⑴　憲法は、国民主権の原理に基づき、国政選挙の選挙権を国民に対して固有の権利として保障しているものと解するのが相当であって、国民の選挙権を制限することは原則として許されず、これを制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである（最高裁平成１７年９月１４日大法廷判決・民集５９巻７号２０８７頁参照）。また、憲法は、主権者である国民の権利として審査権を保障しているものであり、国民の審査権を制限することは原則として許されず、これを制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである（最高裁令和４年５月２５日大法廷判決・民集７６巻４号７１１頁参照）。

⑵ア　国政選挙における選挙権は、全国民の代表者である両議院の議員の選任に直接参画する行為にかかる権利であって、その行使は公務としての性質を有するものであり、議会制民主主義の下における我が国の意思形成の基礎を成す重要な行為の一つである。また、国民審査の審査権は、法律の憲法適合性を決定する権限を有する終審裁判所である最高裁判所の裁判官を罷免すべきか否かの決定に直接参画する行為に係る権利であり、これを行使することは公務としての性質を有する重要な行為である。

このような社会又は共同体における意思形成の過程に関わるための資格をどのように定めるか、即ち、国民主権の下における我が国の意思形成の過程に関わる者をどのように定めるかについては、選挙権及び審査権の行使という公務や社会又は共同体における意思形成過程の在り方に関する、当該社会又は共同体の構成員であり主権者たる国民の意識や観念と密接に関わるのであって、本件規定に基づく選挙権及び審査権の制限について上記「やむを得ないと認められる事由」の有無を判断するに当たっては、この点に根差した検討が必要となるものというべきである。

イ　本件規定によって選挙権等が制限される実刑受刑者は、選挙によって選ばれた議員により構成される国又は地方公共団体の議会が定めた刑罰法令に違反する行為をしたものとして公訴を提起され、憲法等の定める適正手続の下、裁判所によって当該犯罪行為をしたものと認定されて、その内容及び結果の重大性等に応じた制裁として執行猶予を付されることなく禁錮以上の刑に処せられた者である。

我が国においては、近代的選挙制度が導入されて以降、禁錮以上の刑等を受けて受刑中の者に対し、国政選挙の選挙権を与えないものとされてきており、日本国憲法の施行後に衆議院議員選挙法が改正され、昭和２５年に公職選挙法が制定された後もこれが維持されてきた。これらの歴史的経緯等に照らせば、我が国においては、統治機構の意思形成過程の正統性や信頼を確保するため、選挙権等の行使をする者が、自ら刑罰法令に違反して公訴を提起され、裁判手続を通じて、刑罰として執行猶予を付されることなく我が国の社会から物理的に隔離された刑事施設内にお

いて処遇されるべき旨の判断がされたときは、その受刑期間中、当該社会における意思形成の過程に関わるべきではないと考えられてきたのであり、そうした考えは大多数の国民によっても違和感なく受け入れられてきたということができる。

ウ　そして、諸外国の状況をみても、米国の多くの州、英国及び欧州各国などの議会制民主主義を採用する諸外国において、具体的な制限の態様・範囲は様々であるものの、受刑者であることに着目して選挙権を制限すること自体は正当なものとして広く行われており、受刑者であることに着目して選挙権を制限することは、一定の普遍性を有する考え方であるということができる。

エ　以上によれば、実刑受刑者であることに着目して、その受刑期間中に限り、国政選挙の選挙権及び国民審査の審査権を制限することには、十分に根拠がある。

⑶　もっとも、国際的な動向をみると、特に１９９０年代以降、受刑者に対する選挙権制限の範囲を見直し、罪の内容や刑の種類等に応じた制限態様を定める国や、一定の受刑者に対して一律に選挙権を制限することが憲法裁判所等によって違憲とされた国が次第に増加してきている。欧州人権裁判所の２００５年の大法廷判決は、受刑者の選挙権制限には正当な目的があるとしつつ、刑期の長短、犯罪の性質や重大性、個々の状況に関係なく、受刑者に対して一律に選挙権を制限することは欧州人権条約に適合しない旨を判示し、市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づいて設置された人権委員会は、１９９６年７月、同規約２５条に定める権利に関する一般的意見において、有罪判決を根拠に投票権を制限する期間は、罪や刑に応じたものでなければならない旨を述べている。

こうした国際的動向に加え、日本国憲法の改正手続に関する法律においては、実刑受刑者に対しても国民投票の投票権が制限されないこととされたことや、実刑受刑者には、罪の種類や内容、刑の種類や刑期及び処遇の状況といった点において多様な者が含まれること等に鑑みれば、現時点において、成人による普通選挙を保障しつつ、適切な選挙人の資格を定める責務を負う国会において、実刑受刑者の多様な属性にかかわらず一律に選挙権及び審査権を制限している現行法制について、何

らかの見直しが求められる状況になりつつあることは否定できない。

⑷　しかしながら、前示のとおり、実刑受刑者であることに着目して、その受刑期間中に限り選挙権及び審査権を制限すること自体には十分に根拠がある。そして、公職選挙法が成立して本件規定が設けられた後、国会において、本件規定を改廃する法案が審議されたことはなく、本件規定の見直しに関する質疑がされたのもごく限られた機会にとどまっており、本件規定の在り方について、国民各層において、十分な議論がされたこともうかがわれない。こうした状況に鑑みると、上記国際的動向等を踏まえてもなお、上記⑵イの考え方が変容したとはいえないし、議会制民主主義を採用する諸外国において受刑者に対する選挙権制限が今なお広く行われていることにも照らせば、そのような考え方が普遍性を有しないものとなったともいい難い。

⑸　そうすると、実刑受刑者であることに着目して選挙権及び審査権を制限することについて直ちに「やむを得ないと認められる事由」がないということはできず、上告人の選挙権及び審査権を制限する本件規定が直ちに憲法１５条１項、３項、４３条１項、４４条ただし書、７９条２項、３項に違反するということはできない。

⑹　以上によれば、令和３年１０月３１日の時点において、本件規定が憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったということはできない。

したがって、国家賠償請求は棄却すべきである。

（多数意見を構成する裁判官は、今崎長官のほか、林、岡村、渡辺、堺、石兼、平木、中村各裁判官の８名）